

■ 案件名	志免町都市計画マスタープラン(案)
■ 意見募集期間	平成21年2月2日～27日
■ 提出された意見とそれに対する町の考え方	<p>【意見1】都市計画マスタープランの役割と法的位置付けについて</p> <p>町における都市計画マスタープランや総合計画等の基本計画は、直ちに法的強制力を有するものではなく、町がこれからの計画内容に即した行政運営を進める責務を負うものであると理解されますが、この点、開発事業者等に対しても適正な法的効力を持たせるため、例えば「志免町まちづくり基本条例」の制定によって、その中にこれらの基本計画を実効あらしめるための法的規定を設けることなどの必要性について、このプランで言及されてはどうか。</p> <p>【考え方】地方自治法に基づいて条例等を制定し、まちづくりに一定の法的効力を与えることは可能であり、都市計画マスタープランに記載することなく実行することはできません。</p> <p>今回の将来都市像を実現する上では、都市計画法に基づいた土地利用誘導や都市施設整備で十分であると考えており、まちづくり条例よりも強制力を有する地区計画などのまちづくり誘導方策も都市計画制度の中に完備されているため、当計画に特に言及する必要はないと考えております。</p> <p>ただし、ご指摘のように都市機能を含め、健康・安全・教育・文化・産業など総合的にとらえた広い意味での「まちづくり基本条例」の制定により、町民が同じ目標に向けてまちづくりを展開していくことは、非常に重要なことであり、今後の施策推進に当たって参考とさせていただきます。</p>
■ 意見2	<p>【意見2】宇美川の本町最上流域における「工業地域」の新設について(懸念)</p> <p>このプランの「土地利用方針図」によれば、宇美川の本町最上流域に当る流域(吉原地区)を、都市計画道路の整備による交通利便を活かし、町の新たな産業拠点としての工業地・・・とされているが、ここは、もしも宇美川の水害等事故による工場等からの有害物質等の流出が発生すれば、志免町全体に影響が及びかねないという懸念があります。本町における宇美川を守るという命題と過去の工場近辺での水害を被った経験、さらに本町の廃棄物最終処分場の跡地処理の経緯等に照らして、特にここ流域部一帯の「工業地域」指定については再検討できないものか。</p>

**【考え方】**

宇美川は、平成 15 年 7 月 19 日の水害後、抜本的な改修工事が行われました。特に、水車橋上流地域は河川への直接的被害が甚大で、河川災害復旧助成事業で整備されています。例えば、吉原橋附近は橋の架け替え工事と同時に河川幅も大きく広がっています。また、下流域にある農業用の井堰も統廃合や可動化により、河川の流量断面も大きくなっています。このように、宇美川につきましては、水害に強い河川となっています。

土地利用に関しては、本町は地域振興のための工場等の立地を推進しており、技術先端型業種（医薬品製造業、同関連機器器具製造業、電子計算機・同付属装置製造業、電子応用装置製造業等）の工場または、研究所については市街化調整区域であっても立地可能となっています。

このような状況にあって、当区域は本町に残された唯一の大規模用地であり、将来的に計画的な整備を前提とした産業用地として企業立地を推進することが必要であると考えています。

また、当地域の市街地形成は、土地区画整理事業等の計画的な市街地整備を前提としているため、排水計画等を十分に検討した基盤整備が行われることとなり、水害等の発生の危険性は少なくなると考えます。

**【意見 3】 都市景観、生活環境の整備について**

(1) 幹線道路等の沿道街並みの形成に当っては、屋外電線網の地下埋設化問題にも言及されてはどうか。

(2) 特に、都市計画街路の志免宇美線の 신설に当っては、この際、宇美川の万全の水害対策および渇水期流水対策などを見通して、宇美川流水調整用の貯水管を街路歩道部位の地下に埋設する工事を同時に施工することなど、このプランに盛り込むことはできないだろうか。

**【考え方】**(1) 電線類の地中化に関しましては、《都市生活環境・景観形成》の中で、「沿道景観の改善を主として、電線の地中化に関する検討を進める」という方針を位置づけています。

(2) 宇美川河川改修を実施しているため必要性に関する検証が必要かと思われませんが、今後の施策推進に当たりまして、参考とさせていただきます。

■ 所管課名

地域整備課